

## エックス線装置に関する構造設備概要

### 1 エックス線装置の製作者名、型式及び台数                      2 エックス線高電圧発生装置の定格出力

台	数				台				
製作者名					製作者名				
型式					型式				
製造年月日		年	月	日	年	月	日		
装置のタイプ		固定式（移動不可能なもの） 可搬式（移動可能なもの） ポータブル			装置のタイプ		固定式（移動不可能なもの） 可搬式（移動可能なもの） ポータブル		
高電圧	区分	管電圧	管電流	撮影時間	管電圧	管電流	撮影時間		
発生装置の定格出力	長時間	kV	mA	—	kV	mA	—		
	短時間	kV	mA	秒	kV	mA	秒		
	蓄電式	kV	μF	—	kV	μF	—		
主な用途		撮影・透視・治療			主な用途		撮影・透視・治療		
設置時の状態		新品・中古			設置時の状態		新品・中古		
設置年月日		年	月	日	年	月	日		

### 3-1 エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要

#### ア エックス線装置の共通事項

照射筒	有・無	有・無
絞り	有・無	有・無
エックス線管の容器及び照射筒の漏れ放射線量	ミリグレイ毎時 マイクログレイ毎時	ミリグレイ毎時 マイクログレイ毎時
総ろ過量	mmアルミニウム当量	mmアルミニウム当量

イ 透視用エックス線装置

透視用画像モニターの種類	蛍光板、イメージインテンシファイア、その他（ ）	蛍光板、イメージインテンシファイア、その他（ ）
透視時間積算・警告音発生タイマー	有・無	有・無
利用線すい可動絞り装置	有・無	有・無
蛍光板有効面積外照射防止装置	有・無	有・無
受像器通過後の放射線量	マイクログレイ/毎時	マイクログレイ/毎時
透視時の最大受像面通過後の放射線量	マイクログレイ/毎時	マイクログレイ/毎時
被照射体周囲の散乱線防護	有・無	有・無

ウ 撮影用エックス線装置

利用線すい可動絞り装置	有・無	有・無
照射野の直径 (口内法撮影用X線装置の場合)	センチメートル	センチメートル
エックス線管焦点及び被照射体から作業従事者までの距離 (移動型及び携帯型X線装置並びに手術中使用するX線装置)	メートル	メートル

エ 治療用エックス線装置

利用線すい可動 絞り装置	有・無	有・無
ろ過板保持装置 (インターロック)	有・無	有・無

3-2 エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要

1週間の延べ撮影回数		回			
1週間の延べ透視時間		時間			
診療施設 の概要	形態	独立家屋（ 階建て）、マンション等の集合家屋 （ 階建て 階）、その他（ ）			
	構造	耐火構造（ ）、木造・木造モルタル、プレハブ、 その他（ ）			
エックス 線診療室 の概要	形態	エックス線診療専用の室、診療室と兼用の室、手術室と兼用の室、 その他（ ）			
	操作室の有無	有・無			
診療室 等 の 遮 へ い 物 等 の 概 要	区 分	材 料	厚 さ	放射線防護に関する措置	
	天 井				
	床				
	周囲の遮 へい物等 (壁を含 む)	東 側			
		西 側			
		南 側			
		北 側			
	出入口の扉				
	診療室の遮へい物の 外側における最大放 射線量	( ミリシーベルト／1週間 マイクロシーベルト／1時間)			
	標識の有無	有・無			
注意事項の掲示	有・無				

3-3 診療施設における放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管 理 区 域	管理区域の境界における最大放射線量	ミリシーベルト／3月間
	立 入 制 限 措 置	遮へい物（材質等： ）による区画、 白線による区画、その他（ ）
	標 識 の 有 無	有・無
敷地内の居住区域及び敷地の境界	人が居住する区域における最大放射線量	マイクロシーベルト／3月間
	敷地の境界における最大放射線量	マイクロシーベルト／3月間
そ の 他	診 療 施 設 の 見 取 図	(別添)
	エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況	(別添)

3-4 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

防 護 用 具 の 保 有 状 況	防護手袋（ ）、防護エプロン（ ）、 その他（名称： 、数量： ）
エックス線診療従事者等の放射線測定器の保有状況	フィルムバッジ（ ）、ポケット線量計（ ）、 蛍光ガラス線量計（ ）、ルクセルバッジ（ ）、 その他（名称： 、数量 ）
エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況	有・無 (測定器名： 、数量 )
線 量 測 定 方 法	実測・計算
実 測 測 定 機 器 名	( )
その他の措置（健康診断等）	

4 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

氏 名	年 齢	エックス線診療に関する経歴

\* 「診療用高エネルギー放射線発生装置」、「診断用放射線照射装置」、「診断用放射線照射器具」、「放射性同位元素装備診療機器」、「診断用放射性同位元素」、「陽電子断層撮影診断用放射性同位元素」を有する場合は、獣医療法施行規則1条7号～11号に定められた事項を添付すること。